

第3節 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域は、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあると同時に学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成22年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

- ・ツルは、国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。
- ・ウミガメは、春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。
- ・野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

1 野生鳥獣保護

(1) 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び狩猟の取り締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護員を、県下に102人設置しています。

(2) 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで139箇所、面積72,1924haの鳥獣保護区を指定しています。

なお、平成22年3月末現在の指定状況は、表2-13のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表2-14のとおり必要な標識を設置しています。

表 2-13 鳥獣保護区指定状況

(平成22年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 62	(1,366) 59,498	(3) 62	(1,366) 59,498
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 68	(-) 5,343	(-) 68	(-) 5,343
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 135	(1,371) 66,221	(8) 139	(2,867) 72,192

※ () は特別保護地区で内数

表 2-14 保護施設整備状況

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21
制 札	69本	77本	87本	65本	73本
案 内 板	1基	2基	1基	1基	1基
補助表示板	26枚	-	-	-	14枚

(3) 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成22年3月末現在で1箇所、2,894haの休猟区が設定されています。

(4) 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成22年3月末現在で109箇所、48,161haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

(5) 野生鳥獣の保護・管理等**① 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等**

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う

以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合、または、愛がん飼養目的としてメジロについて市町村長の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表2-15のとおりです。

② 生息状況調査

ア キジ・ヤマドリの出会数調査

キジ・ヤマドリの出会数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表2-16のとおりです。

イ ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表2-17のとおりです。

③ 傷病鳥獣の保護

社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成21年度に保護した鳥獣は、表2-18のとおりです。

④ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表2-19のとおりです。

⑤ 特定鳥獣保護管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ることとしています。

（表2-19）

表2-15 鳥獣飼養登録状況

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
鳥 類	1,128羽	1,200羽	1,169羽	1,121羽	1,109羽
獣 類	247頭	250頭	219頭	208頭	198頭
計	1,375	1,450	1,388	1,329	1,307

表2-16 キジ・ヤマドリ出会数調査

区 分 \ 年 度	H17	H18	H19	H20	H21
聴 取 人 数	1,916人	1,557人	1,367人	1,423人	1,330人
キ ジ	612羽	664羽	441羽	458羽	367羽
ヤ マ ド リ	91羽	94羽	74羽	54羽	72羽